

鳥取県都市計画審議会 公募要領

1 募集内容

(1) 応募資格

委員の公募に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 就任時点で満18歳以上の方であること。
- ② 県内在住であること。
- ③ 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条に基づき設置される附属機関の委員でないこと（鳥取県所管の他の附属機関の委員との兼務は不可）。
- ④ 審議会に出席できること。
- ⑤ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
- ⑦ まちづくりに関する活動や業務に従事し、又は活動や従事したことがあり、まちづくりに関する分野に明るいこと。

(2) 応募方法

別紙の所定応募様式に必要な事項（応募者の住所、氏名、連絡先等と併せて、「あなたが「まちづくり」に関して従事している、又は従事した活動や業務の内容とその期間、及び応募動機」）を記載し募集期間内に鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（以下「まちづくり課」という。）へ提出（郵送、ファクシミリ、メール、直接持参など）。

[提出先]まちづくり課計画・開発規制担当

(3) 募集期間 2週間以上とする。

(4) 募集人数 1名

(5) 任期 2年

2 公募委員の決定

(1) 決定方法

提出のあった応募様式に記述されている、「まちづくり」に関して従事している、又は従事した活動や業務の内容とその期間、及び応募動機について、選考委員が採点表により評価し、評価点の高い（失格評価項目がないこと）ものを公募委員として決定する。

ただし、選考の結果、同点者がある場合は、抽選により決定する。

(2) 選考委員

選考委員はまちづくり課長、まちづくり課参事（計画・開発規制担当）、まちづくり課課長補佐（総括）の3名とする。

(3) 補充委員等

選定した者から辞退があった場合に備え、応募者の中から補充委員を若干名選定する。

(4) 応募がない場合等の取扱

再募集は行わない。

3 決定後の手続等

審査結果については、応募者全員に郵送で通知する。

4 その他

- ・応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しない。
- ・審議会は原則公開で行うため、公募委員は同審議会の議事録など、審議会の資料（氏名及び発言内容）等は全て公開することに同意されたものとする。
- ・公募委員として審議会に出席される場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。
- ・その他、公募に関する具体的な手続については、別途まちづくり課が定める。